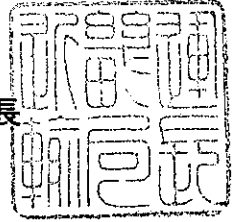


近運総安第61号
令和3年12月10日

一般財団法人近畿貸切バス適正化センター会長 殿

近畿運輸局長



降積雪期における防災態勢の強化等について

標記について、国土交通事務次官より別添のとおり通知があったので、降積雪期における防災態勢について留意され、災害の防止について遺漏のないよう措置されるとともに、貴傘下会員等に対しても周知をお願いします。



国官運安第208号
国水防第268号
令和3年12月3日

近畿運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴職におかれては、冬期における防災対策について日頃から尽力されているところであるが、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付 中防災第39号）（以下、「中央防災会議会長通知」という。）が別添のとおり発出された。

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、中央防災会議会長通知及び別紙に掲げる事項を踏まえ、降積雪期における防災態勢について留意し、災害の防止について遺漏のないよう措置されたい。

また、近年の大雪による教訓を踏まえ、気象情報等を活用して、早期の体制の確保やきめ細かな情報提供等に努めるとともに、大雪時には関係機関との連携等により迅速かつ的確に応急対応を行うよう徹底されたい。

これらの施策の実施にあたっては、高齢者等の要配慮者や関連施設に十分配慮して対処願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、体制の整備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年11月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じられたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いする。



- ・下水道施設の維持管理における作業の安全管理の徹底及び事故防止のための点検等により、維持管理体制のより一層の強化に努めること。
- ・下水道終末処理場においては構造物の設計積雪深を改めて確認した上で、実際の積雪深との比較を行うことにより構造物の安全性等を確認すること。
- ・下水道施設を活用した消融雪施設について、十分機能を発揮するよう、点検等を行うこと。

○道路関係

- ・気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適切に把握するとともに、情報連絡本部の設置など関係道路管理者等で共有する体制を構築し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。特に、集中的な大雪等において大型車の立ち往生等が発生又は発生するおそれがある場合においては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、引き続き流入する交通による更なる立ち往生車両等の発生を防止するため、大雪に関する緊急発表を行い、ドライバー等に出控え、広域迂回等を促すとともに、他の道路管理者及び各都道府県警察と連携の上、計画的・予防的な通行止め措置を行い、集中的な除雪作業に努めること。
- ・あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼びかけを、内容を具体化して繰り返し実施するとともに、道路情報提供装置やツイッター等のSNSを活用するなど道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。
- ・他の道路管理者等と連携してタイムラインを策定するとともに、大雪時に予防的な通行止めを実施する区間をあらかじめ設定し、所要の除雪機械等の確保並びに適切な配置を行うて、初動期に迅速に除排雪作業を行うよう努めること。また、車両待機所、資機材、燃料等の確保のため、関係機関及び民間企業との災害時における協定の締結等、除雪体制の強化を図ること。
- ・各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- ・地域の除排雪能力を超過するような大雪が予想される場合は、関係機関と連携し、他の地域から資機材の派遣をする等広域除排雪支援及び受援の体制構築に努めること。
- ・雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに事前通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- ・降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの携行又は装着を行うよう呼びかけた上で、気象予報、路面の状況、降雪状況等を勘案して、各都道府県警察と道路管理者が緊密に連携の上、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着指導等の実施に努めること。また、他の地域を含む関係機関と連携して、通行止め解除後も含め不要不急の外出を控える呼びかけや広域的な迂回路情報など幅広い広報に努めること。
- ・通行規制の実施に当たっては、高速道路等の各道路管理者は他の道路管理者及び都道府県

乗客の安全確保を最優先とし、運転再開に係る手配と並行して乗客救出を行うことを徹底するとともに、警察、消防、自治体などの関係機関への支援の要請など、あらゆる手段を講じること。

- ・列車の運行が困難となった場合であっても、可能な限り旅客への便宜を図るとともに、バスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・鉄道利用者等に対し、復旧の見通し等について適時適切な情報提供を行うこと。

○自動車関係

- ・気象情報や道路における降雪状況を適時把握し、輸送の安全確保に万全を期すとともに、鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・運送事業者に対し、降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの携行又は装着の徹底を指導すること。

○海事関係

- ・気象情報や港湾施設の状態等を適時把握し、降雪による視界不良及び冬季における強風、高波等に対する船舶の安全な運航管理に万全を期すこと。

○港湾関係

- ・気象情報や降雪・波浪状況等を適時把握し、関係各機関及び事業者との連携を図りつつ、冬期における降雪・強風・高潮・高波等に対する港湾施設等の安全対策や事故及び災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すこと。
- ・冬期風浪による高潮・高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等により港湾施設及び海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
- ・港湾区域等又は海岸保全区域内の許可工作物等に被害が発生した際には、速やかに施設管理者から港湾管理者等又は海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。
- ・特に平成30年の集中的な大雪による教訓を踏まえ、臨港道路において大型車の立ち往生等が発生又は発生するおそれがある場合、通行止め措置や除雪作業等により交通への影響を最小限におさえられるよう、関係者間の連絡体制及び復旧体制について再確認し、徹底を図ること。
- ・なお、平成28年5月に災害対策基本法が改正・施行され、港湾管理者等においても立ち往生車両・放置車両の強制移動等を行うことが可能となったことから、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。
- ・内陸部に雪捨て場を確保できない場合、港湾内の水面等の活用可能性の検討について関係機関と連携すること。

○航空関係

- ・気象情報や降雪状況を適時把握し、空港の基本施設等の積雪対策を講じて、定期便等の安

中 防 災 第 39 号
令 和 3 年 11 月 26 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
岸 田 文 雄

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、降積雪期においては、依然として災害による犠牲者が発生している状況にある。

昨冬期は、12月から1月にかけての大雪に伴い多数の自動車の立ち往生が発生するとともに、除雪作業中の事故などにより、死者110名、重傷者675名等、多くの人的被害が発生した。

また、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化の進展、除雪の担い手となる建設業者等の減少が課題となっていることに注意が必要である。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要がある。

については、これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うようお願いする。

また、以上について、「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府、令和3年11月改定)の内容を含め、貴管下関係機関へ周知徹底をお願いする。



等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

(3) 適切な道路管理及び交通対策

ア 集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等においては、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めること。

イ あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼び掛けを、内容を具体化して繰り返し実施すること。

ウ 雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図ること。

エ 降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、平成 26 年 11 月及び平成 28 年 5 月の災害対策基本法の改正・施行により、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者による立ち往生車両・放置車両対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第 76 条の 6 の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。

オ 車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者と地方整備局や地方運輸局等を中心とする関係機関が連携の上、支援体制を構築し、滞留車両への救援物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難の支援など、滞留車両の乗員の安全確保に努めること。

(4) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に関係事務の弾力的な運用を促す等の取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(5) ライフライン事業者及び鉄道事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者及び鉄道事業者等は、大雪、暴風雪等による障害発生の未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に迅速な対応ができるよう警戒体制を構築すること。また、ライフライン事業者等の所管省庁は、ライフライン事業者等に警戒体制の強化を促すこと。

(6) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを

孤立した場合の対応や市町村の連絡窓口の周知を図る等の対応が行われるよう普及啓発を促進すること。

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約9割が、雪下ろし等の除雪作業に従事している間に亡くなったことを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 歩行型ロータリ除雪機による事故防止

昨冬期、歩行型ロータリ除雪機により、被害者が重傷を負い、又は死亡した事故が、少なくとも15件発生していることを踏まえ、歩行型ロータリ除雪機にひかれる、除雪機と壁等に挟まれる、オーガ（雪をかき崩し、収集するための装置）等に巻き込まれる、投雪口に手を突っ込み負傷するなどの事故の防止等の留意点について注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

(3) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約8割が、65歳以上の高齢者であったことを踏まえ、支援の必要な高齢者宅の状況を市町村、消防機関、福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪する取組を促進すること。

4. 除雪体制等の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障害者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を組織的に行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられることから、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組の普及啓発を促進するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを奨励すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、地域での活動等の実施に当たっては、先述の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、感染防止対策の徹底を奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障害者等を支援し、除雪作業に必要な人材

基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであつて、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(4) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第 4 条第 1 項第 10 号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(7) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知の促進

市町村が、あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設（例えばスキー場）等の利用者等（以下「周辺住民等」という。）に対して、要配慮者等への配慮に留意しつつ、周知するよう促すこと。

また、防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うよう促すこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発の促進

市町村が、表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気付いてから逃げるのが難しいこと等の雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発活動を行うよう促すこと。

(3) 遅滞のない避難指示等の発令への助言等

ア 災害対策基本法第 61 条の 2 に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすることを、地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 市町村が、降積雪の状況、防災気象情報等の発表等の情報、過去の雪害

エ 避難行動要支援者について、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなっており、大雪、暴風雪等により停電が発生した場合に、電源を必要とする医療機器（人工呼吸器等）を使用する避難行動要支援者の電源確保などについて、市町村の求めがあったときは、必要な協力をする事。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う名簿情報や個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

以上

国自安第126号
令和3年12月8日

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿
公益社団法人 日本バス協会会長 殿
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿
公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人 日本陸送協会会長 殿
一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿
一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿
日本バスターミナル協会会長 殿
一般社団法人 日本観光自動車道協会 殿

国土交通省自動車局長

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付 中防災第39号）が発出されました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いいたします。

なお、冬用タイヤ未装着等により立ち往生した運送事業者については、監査をしたうえで安全管理義務違反として行政処分を行うこととしていることを申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、感染症対策に係るガイドラインを策定されている団体におかれましては、改めて貴会傘下会員に対し、ガイドラインを遵守して事業活動に取り組んでいただくよう、周知方お願いいたします。

【バスターミナル】

- (1) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

【自動車道】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (3) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。